

改正案 (R1.10 改正)	現 行
<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 ~ 1-1-9 [略]</p> <p>1-1-10 主任技術者等の資格</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) 技術士法 (昭和58年4月27日法律第25号) による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門 (選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。)、林業部門 (選択科目を「森林土木」とするものに限る。)) 又は水産部門 (選択科目を「水産土木」とするものに限る。)) に合格した者</p> <p>(4) ~ (5) [略]</p> <p>1-1-11 ~ 1-1-38 [略]</p> <p>1-1-39 環境対策</p> <p>1. ~ 4. [略]</p> <p>5. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>(1) 受注者は、工事の施工に当たり表1-1-1に示す一般工事中建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年法律第51号) に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則 (平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号) 第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」 (平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」 (平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号) 若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」 (平成18年3月17日付け国総施第215号) に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。</p> <p>ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、工事監督員と協議し、工事監督員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。</p> <p>(2) ~ (3) [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>1-1-40 ~ 1-1-51 [略]</p> <p>第2章 材料</p> <p>第1節~第4節 [略]</p> <p>第5節 鋼材</p> <p>2-5-1~2-5-2 [略]</p> <p>2-5-3 溶接材料</p> <p>(1) ~ (13) [略]</p> <p>(14) J I S Z 3352 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス) 記号SF、SA、SM</p> <p>2-5-4~2-5-7 [略]</p> <p>第6節~第12節 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 ~ 1-1-9 [略]</p> <p>1-1-10 主任技術者等の資格</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) 技術士法 (昭和58年4月27日法律第25号) による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門 (選択科目を「農業土木」[新設]とするものに限る。)、林業部門 (選択科目を「森林土木」とするものに限る。)) 又は水産部門 (選択科目を「水産土木」とするものに限る。)) に合格した者</p> <p>(4) ~ (5) [略]</p> <p>1-1-11 ~ 1-1-38 [略]</p> <p>1-1-39 環境対策</p> <p>1. ~ 4. [略]</p> <p>5. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>(1) 受注者は、工事の施工に当たり表1-1-1に示す一般工事中建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年法律第51号) に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則 (平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号) 第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」 (平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」 (平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号) 若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」 (平成18年3月17日付け国総施第215号) に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。</p> <p>ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用出来ない場合には、工事監督員と協議し、工事監督員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することが出来る。</p> <p>(2) ~ (3) [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>1-1-40 ~ 1-1-51 [略]</p> <p>第2章 材料</p> <p>第1節~第4節 [略]</p> <p>第5節 鋼材</p> <p>2-5-1~2-5-2 [略]</p> <p>2-5-3 溶接材料</p> <p>(1) ~ (13) [略]</p> <p>(14) J I S Z 3352 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接[新設]フラックス) 記号SF、SA、SM</p> <p>2-5-4~2-5-7 [略]</p> <p>第6節~第12節 [略]</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正案 (R1.10 改正)	現	行																																																																																																																																			
<p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) コンクリート標準示方書</td><td>(公社) 土木学会</td></tr> <tr><td>(2) コンクリートのポンプ施工指針</td><td>(公社) 土木学会</td></tr> <tr><td>(3) 鉄筋定着・継手指針標準仕様書</td><td>(公社) 土木学会</td></tr> <tr><td>(4) 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事</td><td>(公社) 日本鉄筋継手協会</td></tr> <tr><td>(5) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(6) 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(7) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編)</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(8) 鋼道路橋施工便覧</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(9) 鋼道路橋防食便覧</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(10) 舗装の構造に関する技術基準・同解説</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(11) 舗装設計施工指針</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(12) 舗装施工便覧</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(13) 舗装試験法便覧</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(14) アスファルト舗装工事共通仕様書解説</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(15) 転圧コンクリート舗装技術指針 (案)</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(16) 道路土工-軟弱地盤対策工指針</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(17) 道路土工-盛土工指針</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(18) 道路土工-擁壁工指針</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(19) 道路土工-カルバート工指針</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(20) 道路土工-仮設構造物工指針</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(21) 舗装再生便覧</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(22) 道路標識設置基準・同解説</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(23) 視線誘導標設置基準・同解説</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(24) 杭基礎施工便覧</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(25) 薬液注入工法の設計・施工指針</td><td>(一社) 日本薬液注入協会</td></tr> <tr><td>(26) 仮締切堤設置基準 (案)</td><td>国土交通省水管理・国土保全局</td></tr> <tr><td>(27) 防護柵の設置基準・同解説</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(28) 車両用防護柵標準仕様・同解説</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(29) のり枠工の設計施工指針</td><td>(一社) 全国特定法面保護協会</td></tr> <tr><td>(30) グラウンドアンカー設計・施工基準, 同解説</td><td>(公社) 地盤工学会</td></tr> <tr><td>(31) トンネル標準示方書・同解説</td><td>(公社) 土木学会</td></tr> <tr><td>(32) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</td><td>労働省基準局長通知</td></tr> <tr><td>(33) 道路トンネル観察・計測指針</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> </table>	(1) コンクリート標準示方書	(公社) 土木学会	(2) コンクリートのポンプ施工指針	(公社) 土木学会	(3) 鉄筋定着・継手指針標準仕様書	(公社) 土木学会	(4) 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事	(公社) 日本鉄筋継手協会	(5) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(公社) 日本道路協会	(6) 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(公社) 日本道路協会	(7) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編)	(公社) 日本道路協会	(8) 鋼道路橋施工便覧	(公社) 日本道路協会	(9) 鋼道路橋防食便覧	(公社) 日本道路協会	(10) 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(公社) 日本道路協会	(11) 舗装設計施工指針	(公社) 日本道路協会	(12) 舗装施工便覧	(公社) 日本道路協会	(13) 舗装試験法便覧	(公社) 日本道路協会	(14) アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(公社) 日本道路協会	(15) 転圧コンクリート舗装技術指針 (案)	(公社) 日本道路協会	(16) 道路土工-軟弱地盤対策工指針	(公社) 日本道路協会	(17) 道路土工-盛土工指針	(公社) 日本道路協会	(18) 道路土工-擁壁工指針	(公社) 日本道路協会	(19) 道路土工-カルバート工指針	(公社) 日本道路協会	(20) 道路土工-仮設構造物工指針	(公社) 日本道路協会	(21) 舗装再生便覧	(公社) 日本道路協会	(22) 道路標識設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会	(23) 視線誘導標設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会	(24) 杭基礎施工便覧	(公社) 日本道路協会	(25) 薬液注入工法の設計・施工指針	(一社) 日本薬液注入協会	(26) 仮締切堤設置基準 (案)	国土交通省水管理・国土保全局	(27) 防護柵の設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会	(28) 車両用防護柵標準仕様・同解説	(公社) 日本道路協会	(29) のり枠工の設計施工指針	(一社) 全国特定法面保護協会	(30) グラウンドアンカー設計・施工基準, 同解説	(公社) 地盤工学会	(31) トンネル標準示方書・同解説	(公社) 土木学会	(32) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	労働省基準局長通知	(33) 道路トンネル観察・計測指針	(公社) 日本道路協会	<p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) コンクリート標準示方書</td><td>(公社) 土木学会</td></tr> <tr><td>(2) コンクリートのポンプ施工指針</td><td>(公社) 土木学会</td></tr> <tr><td>(3) 鉄筋定着・継手指針標準仕様書</td><td>(公社) 土木学会</td></tr> <tr><td>(4) 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事</td><td>(公社) 日本鉄筋継手協会</td></tr> <tr><td>(5) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編—II 鋼橋編)</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(6) [新設]</td><td></td></tr> <tr><td>(7) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編)</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(8) 鋼道路橋施工便覧</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(9) 鋼道路橋防食便覧</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(10) 舗装の構造に関する技術基準・同解説</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(11) 舗装設計施工指針</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(12) 舗装施工便覧</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(13) 舗装試験法便覧</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(14) アスファルト舗装工事共通仕様書解説</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(15) 転圧コンクリート舗装技術指針 (案)</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(16) 道路土工-軟弱地盤対策工指針</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(17) 道路土工-盛土工指針</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(18) 道路土工-擁壁工指針</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(19) 道路土工-カルバート工指針</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(20) 道路土工-仮設構造物工指針</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(21) 舗装再生便覧</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(22) 道路標識設置基準・同解説</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(23) 視線誘導標設置基準・同解説</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(24) 杭基礎施工便覧</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(25) 薬液注入工法の設計・施工指針</td><td>(一社) 日本薬液注入協会</td></tr> <tr><td>(26) 仮締切堤設置基準 (案)</td><td>国土交通省水管理・国土保全局</td></tr> <tr><td>(27) 防護柵の設置基準・同解説</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(28) 車両用防護柵標準仕様・同解説</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> <tr><td>(29) のり枠工の設計施工指針</td><td>(一社) 全国特定法面保護協会</td></tr> <tr><td>(30) グラウンドアンカー設計・施工基準, 同解説</td><td>(公社) 地盤工学会</td></tr> <tr><td>(31) トンネル標準示方書・同解説</td><td>(公社) 土木学会</td></tr> <tr><td>(32) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</td><td>労働省基準局長通知</td></tr> <tr><td>(33) 道路トンネル観察・計測指針</td><td>(公社) 日本道路協会</td></tr> </table>	(1) コンクリート標準示方書	(公社) 土木学会	(2) コンクリートのポンプ施工指針	(公社) 土木学会	(3) 鉄筋定着・継手指針標準仕様書	(公社) 土木学会	(4) 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事	(公社) 日本鉄筋継手協会	(5) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編—II 鋼橋編)	(公社) 日本道路協会	(6) [新設]		(7) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編)	(公社) 日本道路協会	(8) 鋼道路橋施工便覧	(公社) 日本道路協会	(9) 鋼道路橋防食便覧	(公社) 日本道路協会	(10) 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(公社) 日本道路協会	(11) 舗装設計施工指針	(公社) 日本道路協会	(12) 舗装施工便覧	(公社) 日本道路協会	(13) 舗装試験法便覧	(公社) 日本道路協会	(14) アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(公社) 日本道路協会	(15) 転圧コンクリート舗装技術指針 (案)	(公社) 日本道路協会	(16) 道路土工-軟弱地盤対策工指針	(公社) 日本道路協会	(17) 道路土工-盛土工指針	(公社) 日本道路協会	(18) 道路土工-擁壁工指針	(公社) 日本道路協会	(19) 道路土工-カルバート工指針	(公社) 日本道路協会	(20) 道路土工-仮設構造物工指針	(公社) 日本道路協会	(21) 舗装再生便覧	(公社) 日本道路協会	(22) 道路標識設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会	(23) 視線誘導標設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会	(24) 杭基礎施工便覧	(公社) 日本道路協会	(25) 薬液注入工法の設計・施工指針	(一社) 日本薬液注入協会	(26) 仮締切堤設置基準 (案)	国土交通省水管理・国土保全局	(27) 防護柵の設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会	(28) 車両用防護柵標準仕様・同解説	(公社) 日本道路協会	(29) のり枠工の設計施工指針	(一社) 全国特定法面保護協会	(30) グラウンドアンカー設計・施工基準, 同解説	(公社) 地盤工学会	(31) トンネル標準示方書・同解説	(公社) 土木学会	(32) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	労働省基準局長通知	(33) 道路トンネル観察・計測指針	(公社) 日本道路協会
(1) コンクリート標準示方書	(公社) 土木学会																																																																																																																																				
(2) コンクリートのポンプ施工指針	(公社) 土木学会																																																																																																																																				
(3) 鉄筋定着・継手指針標準仕様書	(公社) 土木学会																																																																																																																																				
(4) 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事	(公社) 日本鉄筋継手協会																																																																																																																																				
(5) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編)	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(6) 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(7) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編)	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(8) 鋼道路橋施工便覧	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(9) 鋼道路橋防食便覧	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(10) 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(11) 舗装設計施工指針	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(12) 舗装施工便覧	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(13) 舗装試験法便覧	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(14) アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(15) 転圧コンクリート舗装技術指針 (案)	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(16) 道路土工-軟弱地盤対策工指針	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(17) 道路土工-盛土工指針	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(18) 道路土工-擁壁工指針	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(19) 道路土工-カルバート工指針	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(20) 道路土工-仮設構造物工指針	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(21) 舗装再生便覧	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(22) 道路標識設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(23) 視線誘導標設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(24) 杭基礎施工便覧	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(25) 薬液注入工法の設計・施工指針	(一社) 日本薬液注入協会																																																																																																																																				
(26) 仮締切堤設置基準 (案)	国土交通省水管理・国土保全局																																																																																																																																				
(27) 防護柵の設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(28) 車両用防護柵標準仕様・同解説	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(29) のり枠工の設計施工指針	(一社) 全国特定法面保護協会																																																																																																																																				
(30) グラウンドアンカー設計・施工基準, 同解説	(公社) 地盤工学会																																																																																																																																				
(31) トンネル標準示方書・同解説	(公社) 土木学会																																																																																																																																				
(32) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	労働省基準局長通知																																																																																																																																				
(33) 道路トンネル観察・計測指針	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(1) コンクリート標準示方書	(公社) 土木学会																																																																																																																																				
(2) コンクリートのポンプ施工指針	(公社) 土木学会																																																																																																																																				
(3) 鉄筋定着・継手指針標準仕様書	(公社) 土木学会																																																																																																																																				
(4) 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事	(公社) 日本鉄筋継手協会																																																																																																																																				
(5) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編—II 鋼橋編)	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(6) [新設]																																																																																																																																					
(7) 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編)	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(8) 鋼道路橋施工便覧	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(9) 鋼道路橋防食便覧	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(10) 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(11) 舗装設計施工指針	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(12) 舗装施工便覧	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(13) 舗装試験法便覧	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(14) アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(15) 転圧コンクリート舗装技術指針 (案)	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(16) 道路土工-軟弱地盤対策工指針	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(17) 道路土工-盛土工指針	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(18) 道路土工-擁壁工指針	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(19) 道路土工-カルバート工指針	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(20) 道路土工-仮設構造物工指針	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(21) 舗装再生便覧	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(22) 道路標識設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(23) 視線誘導標設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(24) 杭基礎施工便覧	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(25) 薬液注入工法の設計・施工指針	(一社) 日本薬液注入協会																																																																																																																																				
(26) 仮締切堤設置基準 (案)	国土交通省水管理・国土保全局																																																																																																																																				
(27) 防護柵の設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(28) 車両用防護柵標準仕様・同解説	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				
(29) のり枠工の設計施工指針	(一社) 全国特定法面保護協会																																																																																																																																				
(30) グラウンドアンカー設計・施工基準, 同解説	(公社) 地盤工学会																																																																																																																																				
(31) トンネル標準示方書・同解説	(公社) 土木学会																																																																																																																																				
(32) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	労働省基準局長通知																																																																																																																																				
(33) 道路トンネル観察・計測指針	(公社) 日本道路協会																																																																																																																																				

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正案 (R1.10 改正)	現 行
<p>(34) 道路トンネル安全施工技術指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(35) 道路トンネル技術基準 (換気編)・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(36) 道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(37) ずい道等建設工事における換気技術指針 建設業労働災害防止協会</p> <p>(38) 手すり先行工法等に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(39) 土止め先行工法等に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(40) 石綿障害予防規則 厚生労働省</p> <p>(41) 労働安全衛生規則 厚生労働省</p> <p>(42) クレーン等安全規則 厚生労働省</p> <p>(43) 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(44) 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置 国土交通省</p> <p>(45) 基礎杭工事における工事監理ガイドライン 国土交通省</p> <p>(46) 既製コンクリート杭施工管理指針 (一社) 日本建設業連合会</p> <p>(47) 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会</p> <p>(48) 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会</p>	<p>(34) 道路トンネル安全施工技術指針 (公社) 日本道路協会</p> <p>(35) 道路トンネル技術基準 (換気編)・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(36) 道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p>(37) ずい道等建設工事における換気技術指針 建設業労働災害防止協会</p> <p>(38) 手すり先行工法等に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(39) 土止め先行工法等に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(40) 石綿障害予防規則 厚生労働省</p> <p>(41) 労働安全衛生規則 厚生労働省</p> <p>(42) クレーン等安全規則 厚生労働省</p> <p>(43) 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(44) 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置 国土交通省</p> <p>(45) 基礎杭工事における工事監理ガイドライン 国土交通省</p> <p>(46) 既製コンクリート杭施工管理指針 (一社) 日本建設業連合会</p> <p>(47) [新設]</p> <p>(48) [新設]</p>
<p>3-2-2 一般事項</p> <p>1. ~3. [略]</p> <p>4. 測量</p> <p>(1) 受注者は、各工種の施工に先立ち精密な測量を行い、基準点及び水準点を要所に設けなければならない。 また、受注者は、施工期間中、適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう基準点等の保全に努めなければならない。</p> <p>(2) [略]</p> <p>5. ~6. [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-1 一般事項</p> <p>受注者は、杭の打込みに当たり、次の事項に注意しなければならない。</p> <p>(1) ~ (6) [略]</p> <p>(7) あらかじめ杭の打止め管理方法 (ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定、オーガ掘削時に地中から受ける抵抗に係る電気的な計測値の測定など)、根固め液及び杭周固定液の注入量の測定方法等を施工計画書に記載し、これによる施工記録を整備保管するとともに、工事監督員の請求があった場合、速やかに提示するとともに、工事完成時に工事監督員へ提出しなければならない。[略]</p> <p>(8) ~ (9) [略]</p> <p>(10) 中掘り杭工法で施工する場合は、掘削及び沈設中における土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭周辺及び先端地盤の乱れを最小限に留めるように沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。[略]</p> <p>3-4-2 既製杭工</p> <p>1. コンクリート杭</p> <p>(1) ~ (5) [略]</p> <p>(6) 受注者は、JISA7201で定められた埋込み工法を用いる施工において、先端処理方法がセメントミルク噴出攪拌方</p>	<p>3-2-2 一般事項</p> <p>1. ~3. [略]</p> <p>4. 測量</p> <p>(1) 受注者は、各工種の施工に先立ち精密な測量を行い、基準点及び水準点を要所に設けなければならない。 また、受注者は、施工期間中、適宜これらを確認し、[新設]基準点等の保全に努めなければならない。</p> <p>(2) [略]</p> <p>5. ~6. [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-1 一般事項</p> <p>受注者は、杭の打込みに当たり、次の事項に注意しなければならない。</p> <p>(1) ~ (6) [略]</p> <p>(7) あらかじめ杭の打止め管理方法 (ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定、オーガ掘削時に地中から受ける抵抗に係る電気的な計測値の測定など)、根固め液及び杭周固定液の注入量の測定方法等を施工計画書に記載し、これによる施工記録を整備保管するとともに、工事監督員の請求があった場合、速やかに[新設]提出しなければならない。[略]</p> <p>(8) ~ (9) [略]</p> <p>(10) 中掘り杭工法で施工する場合は、掘削及び沈設中における土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、設計図書に示す深さまで沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。[略]</p> <p>3-4-2 既製杭工</p> <p>1. コンクリート杭</p> <p>(1) ~ (5) [略]</p> <p>(6) 受注者は、JISA7201で定められた埋込み工法を用いる施工において、先端処理方法がセメントミルク噴出攪拌方</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正案 (R1.10 改正)	現 行
<p>式、又はコンクリート打設方式の場合、杭先端が設計図書に示す支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、工事監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に工事監督員に提出しなければならない。 [略]</p> <p>(7) 受注者は、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書によるものとし、設計図書に示す位置まで球根状に杭先端部を根固めしなければならない。</p> <p>また、球根形状について工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>攪拌完了後のオーガ引上げは、吸引現象防止のため、セメントミルクを噴出しながらゆっくりと引き上げなければならない。</p> <p>(8) [略]</p> <p>2. ～3. [略]</p> <p>3-4-3～3-4-4 [略]</p> <p>3-4-5 オープンケーソン基礎工</p> <p>1. ～5. [略]</p> <p>6. 受注者は、沈下に際し火薬類を使用する必要が生じた場合は、事前に設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。 なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。</p> <p>7. [略]</p> <p>8. 受注者は、オープンケーソンが設計図書に示す深さに達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備及び保管し、工事監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に工事監督員へ提出しなければならない。</p> <p>9. ～10. [略]</p> <p>3-4-6 [略]</p> <p>3-4-7 矢板工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 受注者は、打込み方法、使用機械等については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選定しなければならない。</p> <p>(2) ～ (5) [略]</p> <p>2. ～4. [略]</p> <p>3-4-8～3-4-10 [略]</p> <p>第5節～第6節 [略]</p> <p>第7節 コンクリート</p> <p>3-7-1～3-7-3 [略]</p> <p>3-7-4 材料の計量</p> <p>1. 現場配合による場合の、材料の計量1回当たりの計量値の許容差は、表3-7-1の値以下でなければならない。</p> <p>2. ～3. [略]</p> <p>3-7-5～3-7-9 [略]</p> <p>3-7-10 コンクリート打込み</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちにコンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、打込み、十分に締固めなければならない。練り混ぜから打ち終るまでの時間は、原則として外気温が25℃を越えるときで1.5時間、25℃以下のときで2時間以内とし、かつ、コンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するま</p>	<p>式、又はコンクリート打設方式の場合、杭先端が設計図書に示す支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認結果を工事監督員に提出しなければならない。 [略]</p> <p>(7) 受注者は、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書によるものとし、設計図書に示す位置まで球根状に杭先端部を根固めしなければならない。</p> <p>また、球根形状について工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>攪拌完了後のオーガ引上げは、吸引現象防止のため、貧配合の安定液を噴出しながらゆっくりと引[新設]上げなければならない。</p> <p>(8) [略]</p> <p>2. ～3. [略]</p> <p>3-4-3～3-4-4 [略]</p> <p>3-4-5 オープンケーソン基礎工</p> <p>1. ～5. [略]</p> <p>6. 受注者は、沈下に際し火薬類を使用する場合、工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>7. [略]</p> <p>8. 受注者は、オープンケーソンが設計図書に示す深さに達したとき、底部の地盤について、工事監督員の確認を受けるものとする。</p> <p>9. ～10. [略]</p> <p>3-4-6 [略]</p> <p>3-4-7 矢板工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 受注者は、打込み方法、使用機械等について [新設]、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選定しなければならない。</p> <p>(2) ～ (5) [略]</p> <p>2. ～4. [略]</p> <p>3-4-8～3-4-10 [略]</p> <p>第5節～第6節 [略]</p> <p>第7節 コンクリート</p> <p>3-7-1～3-7-3 [略]</p> <p>3-7-4 材料の計量</p> <p>1. 現場配合による場合の、材料の計量1回当たりの[新設]許容誤差は、表3-7-1の値以下でなければならない。</p> <p>2. ～3. [略]</p> <p>3-7-5～3-7-9 [略]</p> <p>3-7-10 コンクリート打込み</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに[新設]打込み、十分に締固めなければならない。練り混ぜから打ち終るまでの時間は、原則として外気温が25℃を越えるときで1.5時間、25℃以下のときで2時間以内とし、かつ、コンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。ただし、工事</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正案 (R1.10 改正)	現 行																																
<p>での時間)は1.5時間以内としなければならない。ただし、工事特性等を踏まえ、これらの時間を超える可能性がある場合は、工事監督員と協議するものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 受注者は、コンクリートの打込み作業に当たり、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないようにしなければならない。</p> <p>5. ～7. [略]</p> <p>8. 受注者は、バケツ、ホッパー等の吐出口から、コンクリートの打込み面までの自由落下高さを1.5m以下としなければならない。</p> <p>9. ～10. [略]</p> <p>11. 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、直ちにタンピング又は再振動により、これを修復しなければならない。再振動に当たっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように適切な時期に行わなければならない。</p> <p>3-7-11 締固め</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いなければならない。</p> <p>なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。</p> <p>2. 締固め方法</p> <p>受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。</p> <p>3. 上層下層一体の締固め</p> <p>受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。</p> <p>3-7-12 養生</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートは、少なくとも次表の期間は常に湿潤養生を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 3-7-2 コンクリートの標準養生期間</p> <table border="1" data-bbox="219 1438 1317 1696"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>高炉セメントB種</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15°C以上</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10°C以上</td> <td>9日</td> <td>7日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5°C以上</td> <td>12日</td> <td>9日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 寒中コンクリートの場合は、本章3-10-2寒中コンクリートによる。</p> <p>3. [新設] 中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-7-2に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>3-7-13 継目</p> <p>1. 受注者は、設計図書に示されていない継目を設ける場合、構造物の性能を損なわない強度、耐久性、機能及び外観を害さ</p>	日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	15°C以上	7日	5日	3日	10°C以上	9日	7日	4日	5°C以上	12日	9日	5日	<p>特性等を踏まえ、これらの時間を超える可能性がある場合は、工事監督員と協議するものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 受注者は、コンクリートの打込み作業に当たり、鉄筋の位置や型枠を乱さないようにしなければならない。</p> <p>5. ～7. [略]</p> <p>8. 受注者は、バケツ、ホッパー等の吐出口から、コンクリートの打込み面までの[新設]高さを1.5m以下としなければならない。</p> <p>9. ～10. [略]</p> <p>11. 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、直ちにタンピング又は再振動により、これを修復しなければならない。再振動に当たっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。</p> <p>3-7-11 締固め</p> <p>[新設]</p> <p>3-7-12 養生</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、[新設]コンクリートの露出面は、表面を荒らさないで作業ができる程度に硬化した後に少なくとも次表の期間は常に湿潤養生を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 3-7-2 コンクリートの標準養生期間</p> <table border="1" data-bbox="1614 1438 2712 1696"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>高炉セメントB種</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15°C以上</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10°C以上</td> <td>9日</td> <td>7日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5°C以上</td> <td>12日</td> <td>9日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 寒中コンクリートの場合は、本章3-10-2寒中コンクリートによる。</p> <p>3. [新設]</p> <p>3-7-13 継目</p> <p>1. 受注者は、設計図書に示されていない継目を設ける場合、構造物の[新設]強度、耐久性、機能及び外観を害さないように、</p>	日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	15°C以上	7日	5日	3日	10°C以上	9日	7日	4日	5°C以上	12日	9日	5日
日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント																														
15°C以上	7日	5日	3日																														
10°C以上	9日	7日	4日																														
5°C以上	12日	9日	5日																														
日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント																														
15°C以上	7日	5日	3日																														
10°C以上	9日	7日	4日																														
5°C以上	12日	9日	5日																														

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正案 (R1.10 改正)	現 行
<p>ないように、位置、方向及び施工方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 受注者は、打継目を設ける場合、せん断力の小さい位置に設け、PC 鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。</p> <p>4. 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合、打継目にほぞ、又は溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。</p> <p>5. 受注者は、伸縮削除目地の材質、厚さ、間隔について、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合、瀝青系目地材厚は1～2cm程度とし、工事着手前に工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>6. [略]</p> <p>3-7-14 表面仕上げ [略]</p> <p>3-7-15 均しコンクリート [略]</p> <p>第8節 型枠及び支保</p> <p>3-8-1～3-8-2 [略]</p> <p>3-8-3 支保</p> <p>1. 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、荷重を各支柱に分布させなければならない。</p> <p>また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</p> <p>2. ～3. [略]</p> <p>第9節 鉄筋</p> <p>3-9-1 [略]</p> <p>3-9-2 鉄筋の組立</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、鉄筋を設計図書に示す位置に配置し、コンクリート打設中に動かないように組立用鉄筋を用いるなどして堅固に組立てなければならない。</p> <p>また、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、又は適切なクリップ等で鉄筋が移動しないよう緊結しなければならない。使用した焼きなまし鉄線またはクリップ等はかぶり内に残してはならない。</p> <p>設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</p> <p>受注者は、鉄筋の配置において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。</p> <p>3. ～7. [略]</p> <p>3-9-3 鉄筋の継手</p> <p>1. ～6. [略]</p> <p>7.</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーを合わせて使用するものとする。ただし、既に直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油脂圧接面は、圧接作業前にグラインダー等でその端部が直角で平滑となるように仕上げると</p>	<p>位置、方向及び施工方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 受注者は、打継目を設ける場合、せん断力の小さい位置に設け、[新設]打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合、打継目にほぞ、又は溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、伸縮目地目地の材質、厚さ、間隔について、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合、瀝青系目地材厚は1～2cm程度とし、工事着手前に工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>6. [略]</p> <p>3-7-14 表面仕上げ [略]</p> <p>3-7-15 均しコンクリート [略]</p> <p>第8節 型枠及び支保</p> <p>3-8-1～3-8-2 [略]</p> <p>3-8-3 支保</p> <p>1. 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、荷重を各支柱に分布させなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>2. ～3. [略]</p> <p>第9節 鉄筋</p> <p>3-9-1 [略]</p> <p>3-9-2 鉄筋の組立</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、鉄筋を設計図書に示す位置に配置し、コンクリートを打つときに動かないように組立用鉄筋を用いるなどして堅固に組立てなければならない。</p> <p>また、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、又は適切なクリップ[新設]で[新設]緊結しなければならない。使用した焼きなまし鉄線またはクリップ等新設]はかぶり内に残してはならない。</p> <p>[新設]</p> <p>3. ～7. [略]</p> <p>3-9-3 鉄筋の継手</p> <p>1. ～6. [略]</p> <p>7.</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 圧接面は、圧接作業前にグラインダー等でその端部が直角で平滑となるように仕上げるとともに、錆、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正案 (R1.10 改正)	現 行
<p>ともに、錆、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>8. 受注者は、降雪、降雨、又は強風等のときに作業をしてはならない。 ただし、作業が可能なように防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。</p> <p>9. ～11. [略]</p> <p>第10節 特殊コンクリート 3-10-1～3-10-5 [略] 3-10-6 マスコンクリート 1. ～4. [略]</p> <p>5. 受注者は、温度ひび割れ制御が適切に行えるよう、実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。</p> <p>第11節～第21節 [略]</p>	<p>(3)～(7) [略]</p> <p>8. 受注者は、降雪、降雨、又は強風等のときに作業をしてはならない。 ただし、作業が可能なように遮へいした場合は作業を行うことができる。</p> <p>9. ～11. [略]</p> <p>第10節 特殊コンクリート 3-10-1～3-10-5 [略] 3-10-6 マスコンクリート 1. ～4. [略]</p> <p>5. 受注者は、温度ひび割れ制御が適切に行えるよう、[新設]型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。</p> <p>第11節～第21節 [略]</p>
<p style="text-align: center;">第2編 工事別編</p> <p>第1章 ～ 第5章 [略]</p> <p>第6章 河川及び排水路工事</p> <p>第1節 ～ 第5節 [略]</p> <p>第6節 法覆護岸工 6-6-1 一般 1. ～4. [略]</p> <p>5. 受注者は、法覆護岸工の施工に当たり、遮水シートを設置する場合、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。 また、シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部の接着は、ずれ、はく離等のないように施工しなければならない。</p> <p>第7節 根固工 6-7-1～6-7-2 [略] 6-7-3 捨石工 1. [略]</p> <p>2. 受注者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>3. ～6. [略]</p> <p>6-7-4 [略]</p> <p>第8節 ～ 第15節 [略]</p> <p>第7章 管水路工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項 7-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければ</p>	<p style="text-align: center;">第2編 工事別編</p> <p>第1章 ～ 第5章 [略]</p> <p>第6章 河川及び排水路工事</p> <p>第1節 ～ 第5節 [略]</p> <p>第6節 法覆護岸工 6-6-1 一般 1. ～4. [略]</p> <p>5. 受注者は、法覆護岸工の施工に当たり、遮水シートを設置する場合、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。 また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。</p> <p>第7節 根固工 6-7-1～6-7-2 [略] 6-7-3 捨石工 1. [略]</p> <p>2. 受注者は、施工箇所において、波浪及び流水により捨石基礎に影響がある場合、施工方法について工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>3. ～6. [略]</p> <p>6-7-4 [略]</p> <p>第8節 ～ 第15節 [略]</p> <p>第7章 管水路工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項 7-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければ</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正案 (R1.10 改正)	現 行																																								
<p>ならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) ～ (5) [略]</p> <p>(6) WSP 012-2010 (長寿命形水道用ジョイントコート)</p> <p>(7) ～ (15) [略]</p> <p>(16) JDPAW 04 (T形ダクタイル鉄管接合要領書)</p> <p>(17) JDPAW 05 (K形ダクタイル鉄管接合要領書)</p> <p>(18) JDPAW 06 (U形、U-D形ダクタイル鉄管接合要領書)</p> <p>(19) JDPAW 07 (フランジ形ダクタイル鉄管接合要領書)</p> <p>(20) ～ (26) [略]</p> <p>7-2-2 [略]</p> <p>第3節 ～ 第18節[略]</p> <p>第8章 ～ 第11章 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>12-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 道路橋示方書・同解説(I共通編)</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(2) 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(3) 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(4) 道路橋支承便覧</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(5) プレストレストコンクリート工法設計施工指針</td> <td>(公社) 土木学会</td> </tr> <tr> <td>(6) コンクリート道路橋設計便覧</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(7) コンクリート道路橋施工便覧</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(8) 道路照明施設設置基準・同解説</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(9) プレキャストブロック工法によるプレレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(10) 道路橋の塩害対策指針(案)・同解説</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> </table> <p>12-2-2 [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 橋梁付属物工</p> <p>12-4-1～12-4-4 [略]</p> <p>12-4-5 橋梁用防護柵工</p> <p>(1) 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p>	(1) 道路橋示方書・同解説(I共通編)	(公社) 日本道路協会	(2) 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)	(公社) 日本道路協会	(3) 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)	(公社) 日本道路協会	(4) 道路橋支承便覧	(公社) 日本道路協会	(5) プレストレストコンクリート工法設計施工指針	(公社) 土木学会	(6) コンクリート道路橋設計便覧	(公社) 日本道路協会	(7) コンクリート道路橋施工便覧	(公社) 日本道路協会	(8) 道路照明施設設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会	(9) プレキャストブロック工法によるプレレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針	(公社) 日本道路協会	(10) 道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	(公社) 日本道路協会	<p>ならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) ～ (5) [略]</p> <p>(6) WSP 012-2010 (水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)</p> <p>(7) ～ (15) [略]</p> <p>(16) JDPAW 04 (T形ダクタイル[新設]管接合要領書)</p> <p>(17) JDPAW 05 (K形ダクタイル[新設]管接合要領書)</p> <p>(18) JDPAW 06 (U形、U-D[新設]ダクタイル[新設]管接合要領書)</p> <p>(19) JDPAW 07 (フランジ形ダクタイル[新設]管接合要領書)</p> <p>(20) ～ (26) [略]</p> <p>7-2-2 [略]</p> <p>第3節 ～ 第18節[略]</p> <p>第8章 ～ 第11章 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>12-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 道路橋示方書・同解説(I共通編 Ⅲコンクリート橋編)</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(2) [新設]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(4) 道路橋支承便覧</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(5) プレストレストコンクリート工法設計施工指針</td> <td>(公社) 土木学会</td> </tr> <tr> <td>(6) コンクリート道路橋設計便覧</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(7) コンクリート道路橋施工便覧</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(8) 道路照明施設設置基準・同解説</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(9) プレキャストブロック工法によるプレレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> <tr> <td>(10) 道路橋の塩害対策指針(案)・同解説</td> <td>(公社) 日本道路協会</td> </tr> </table> <p>12-2-2 [略]</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第4節 橋梁付属物工</p> <p>12-4-1～12-4-4 [略]</p> <p>12-4-5 橋梁用防護柵工</p> <p>(1) 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p>	(1) 道路橋示方書・同解説(I共通編 Ⅲコンクリート橋編)	(公社) 日本道路協会	(2) [新設]		(3) 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)	(公社) 日本道路協会	(4) 道路橋支承便覧	(公社) 日本道路協会	(5) プレストレストコンクリート工法設計施工指針	(公社) 土木学会	(6) コンクリート道路橋設計便覧	(公社) 日本道路協会	(7) コンクリート道路橋施工便覧	(公社) 日本道路協会	(8) 道路照明施設設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会	(9) プレキャストブロック工法によるプレレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針	(公社) 日本道路協会	(10) 道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	(公社) 日本道路協会
(1) 道路橋示方書・同解説(I共通編)	(公社) 日本道路協会																																								
(2) 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)	(公社) 日本道路協会																																								
(3) 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)	(公社) 日本道路協会																																								
(4) 道路橋支承便覧	(公社) 日本道路協会																																								
(5) プレストレストコンクリート工法設計施工指針	(公社) 土木学会																																								
(6) コンクリート道路橋設計便覧	(公社) 日本道路協会																																								
(7) コンクリート道路橋施工便覧	(公社) 日本道路協会																																								
(8) 道路照明施設設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会																																								
(9) プレキャストブロック工法によるプレレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針	(公社) 日本道路協会																																								
(10) 道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	(公社) 日本道路協会																																								
(1) 道路橋示方書・同解説(I共通編 Ⅲコンクリート橋編)	(公社) 日本道路協会																																								
(2) [新設]																																									
(3) 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)	(公社) 日本道路協会																																								
(4) 道路橋支承便覧	(公社) 日本道路協会																																								
(5) プレストレストコンクリート工法設計施工指針	(公社) 土木学会																																								
(6) コンクリート道路橋設計便覧	(公社) 日本道路協会																																								
(7) コンクリート道路橋施工便覧	(公社) 日本道路協会																																								
(8) 道路照明施設設置基準・同解説	(公社) 日本道路協会																																								
(9) プレキャストブロック工法によるプレレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針	(公社) 日本道路協会																																								
(10) 道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	(公社) 日本道路協会																																								

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正案 (R1.10 改正)	現 行
<p>(2) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む。）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</p> <p>① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 ③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</p> <p>12-4-6～12-4-8 [略] 第5節 ～ 第6節 [略] 第14章 頭首工工事 第1節～第8節 [略] 第9節 管理橋上部工 14-9-1 [略] 14-9-2 プレテンション桁購入工 1. [略] 2. (1) ～ (2) [略] (3) 1) [略] 2) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。 また、養生室の温度上昇は1時間当たり1.5度以下とし、養生中の温度は6.5度以下として製作されたもの。 また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。 (4) [略] 3. [略] 14-9-3 ポストテンションT (I) 桁製作工 1. 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。 (1) ～ (4) [略] (5) 受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。 2. ～6. [略] 14-9-4 [略] 14-9-5 プレキャストブロック桁組立工 1. [略] 2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。 (1) ～ (2) [略] (3) プレキャストブロックの連結に当たり、設計図書に示す品質が得られるように施工するものとする。 (4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。 3. ～4. [略] 14-9-6～14-9-12 [略] 第15章 [略] 第16章 地すべり防止工事</p>	<p>(2) [新設]</p> <p>12-4-6～12-4-8 [略] 第5節 ～ 第6節 [略] 第14章 頭首工工事 第1節～第8節 [略] 第9節 管理橋上部工 14-9-1 [略] 14-9-2 プレテンション桁購入工 1. [略] 2. (1) ～ (2) [略] (3) 1) [略] 2) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。 また、養生室の温度上昇は1時間当たり1.5度以下とし、養生中の温度は6.5度以下として製作されたもの。 [新設] (4) [略] 3. [略] 14-9-3 ポストテンションT (I) 桁製作工 1. 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。 (1) ～ (4) [略] (5) [新設] 2. ～6. [略] 14-9-4 [略] 14-9-5 プレキャストブロック桁組立工 1. [略] 2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。 (1) ～ (2) [略] (3) プレキャストブロックの接合に当たり、設計図書に示す品質が得られるように施工するものとする。 (4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。 3. ～4. [略] 14-9-6～14-9-12 [略] 第15章 [略] 第16章 地すべり防止工事</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正案 (R1.10 改正)	現 行
<p>第1節[略] 第2節 一般事項 16-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) ~ (2) [略] (3) 新版 地すべり鋼管杭設計要領 (一社) 斜面防災対策技術協会 (4) [略] 16-2-2 [略] 第3節~第15節 [略]</p> <p>第17章 ~ 第21章 [略]</p>	<p>第1節[略] 第2節 一般事項 16-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) ~ (2) [略] (3) [新設] 地すべり鋼管杭設計要領 (一社) 斜面防災対策技術協会 (4) [略] 16-2-2 [略] 第3節~第15節 [略]</p> <p>第17章 ~ 第21章 [略]</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正案 (R1.10 改正)

参考 02 農業土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告・確認・立会・通知・提示」の一覧表

章節条	指示 (監 → 受)	承諾 (監・受)	協議 (監・受)	提出 (監 ← 受)
	工事監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について、書面をもって示し実施させること	発注者若しくは工事監督員又は受注者が書面により同意すること	書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ること	受注者が工事監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すこと
総則				
1-1-3	・設計図書の照査範囲を超える資料の作成	・契約図書及びその他の図書の第三者への使用・伝達		・設計図書の照査を行い該当する事実がある場合の確認資料
3-4-1			・試験杭で十分な情報が得られない場合の施工方法 ・杭が破損、わん曲等を発生したとき又は傾斜の著しい場合 ・打込み不能又は指定の支持力に達しない場合の処置方法 ・土質状況により設計図書により難しい場合	・杭の施工記録 ・施工記録が取得できない場合は当該手法に基づき記録を作成
3-4-5		[削除]	・沈下に際し火薬類を使用する必要がある場合における設計図書 ・著しく沈下が困難な場合の処置方法	・オープンケーソンが設計図書に示す深さに達したとき、底面の支持地盤条件が設計図書を満足していることが確認できる資料
3-7-12			・表3-7-2 に示していないセメントを使用する際の湿潤養生期間	
3-7-13		・伸縮目地の目地の材質等が設計図書に示されていない場合	・設計書に示されていない打継目を設ける場合	
3-9-2		・鉄筋配置の施工における形状保持等を目的とする鉄筋やアングル等の仮設物を本体構造物に残置する場合 ・コンクリート製等以外のスペーサを用いる場合		・工事監督員から鉄筋の組立て完了後の検査結果の請求があった場合
3-9-3		・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法 ・強風等の際の作業が可能な防風対策が施されていること ・ガス圧接部の欠陥による指定の検査により難しい場合	・鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合の処置方法	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法 ・圧接工の名簿及び写真
河川及び排水路工事				
6-7-3			・設計図書で指定する捨石基礎の施工方法が波浪及び流水の影響による変更が必要な場合	

現 行

参考 02 農業土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告・確認・立会・通知・提示」の一覧表

章節条	指示 (監 → 受)	承諾 (監・受)	協議 (監・受)	提出 (監 ← 受)
	工事監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について、書面をもって示し実施させること	発注者若しくは工事監督員又は受注者が書面により同意すること	書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ること	受注者が工事監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すこと
総則				
1-1-3	・[新設]	・契約図書及びその他の図書の第三者への使用・伝達		・設計図書の照査を行い該当する事実がある場合の確認資料
3-4-1			・[新設] ・杭が破損、わん曲等を発生したとき又は傾斜の著しい場合 ・打込み不能又は指定の支持力に達しない場合の処置方法 ・土質状況により設計図書により難しい場合	・杭の施工記録 ・施工記録が取得できない場合は当該手法に基づき記録を作成
3-4-5		・沈下に際し火薬類を使用する場合	・[新設] ・著しく沈下が困難な場合の処置方法	・[新設]
3-7-12			・[新設]	
3-7-13		・伸縮目地の目地の材質等が設計図書に示されていない場合	・[新設]	
3-9-2		・[新設] ・コンクリート製等以外のスペーサを用いる場合		・工事監督員から鉄筋の組立て完了後の検査結果の請求があった場合
3-9-3		・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法 ・[新設] ・ガス圧接部の欠陥による指定の検査により難しい場合	・鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合の処置方法	・設計図書に示されていない鉄筋に継手を設ける場合の継手の位置及び方法 ・圧接工の名簿及び写真
河川及び排水路工事				
6-7-3			・捨石工で捨石基礎に影響がある場合の施工方法	

改正案 (R1.10 改正)	現 行
<p style="text-align: center;">引 用 文 献</p> <p>1. 土木工事共通仕様書 (平成31年3月) 農林水産省農村振興局整備部設計課</p> <p>2. 土木工事共通仕様書 (平成28年7月) 香川県土木部</p>	<p style="text-align: center;">引 用 文 献</p> <p>1. 土木工事共通仕様書 (平成29年4月) 農林水産省農村振興局整備部設計課</p> <p>2. 土木工事共通仕様書 (平成28年7月) 香川県土木部</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正案 (R1.10 改正)	現 行

